

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 基準の一部改定について

1 趣旨

現在、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載をしています「住民への説明」について、条例の趣旨及び社会状況を踏まえ、公平・透明性の向上を図るため、次のとおり一部改定を予定しています。

2 改定の概要

住民への説明方法について、次のように追加します。(新旧対照表1～2頁)

開発事業者が行う住民説明の対象に共同住宅が含まれる場合において、戸別訪問が困難な場合の対応として、戸別訪問に代わる方法を新たに定めます。

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課
電話：045-671-2945